

パート労働者に対する加入の徹底について

1 事業主に対する適正な届出指導

- (1) 新規適用事業所を対象とした説明会での届出指導
- (2) 算定基礎届の提出時に開催する事務説明会での適正な届出指導
- (3) パンフレット及び広報誌を活用した制度の周知

2 事業所調査の実施

- (1) 社会保険加入の届出漏れを防ぐため、事業所調査を毎年度4分の1以上の適用事業所に実施
- (2) 短時間労働者、派遣労働者等が多いと見込まれる適用事業所に対する調査の重点化
- (3) 都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者への重点的な調査
(平成19年度～)

※1 事業所調査の実施方法

小規模事業所は、複数の事業所を所定会場に呼び出し調査を実施。一定規模以上の事業所は、対象事業所に臨場し調査を実施。

資格取得届出もれがないか、労働者名簿、賃金台帳、就業規則、出勤簿、源泉所得税領収証書、会計帳簿等を照合して事実を確認する総合的な調査を行っている。

※2 総合的な調査の実績

- ・社会保険調査官による事業所調査の体制 501人 (平成17年度)
- ・社会保険全般に亘る総合的な調査件数 376,818件 (平成17年度)
- ・被保険者資格取得届等についての指摘件数 159,664件 (平成17年度)

※3 確認の請求（厚生年金保険法第31条）
被保険者となるべき者からの確認請求（情報提供）に基づき、事業所調査を実施
（平成18年度から適用事業所の一覧表を社会保険事務所の窓口で閲覧できることとした。）

※4 公共職業安定所からの情報提供（平成17年度）
ハローワークの求人情報において、社会保険未加入の事業所について、情報提供を受けて事業所調査を実施

3 行動計画の策定（平成19年度～）
社会保険事務局毎の取組み目標及び具体的な計画等策定し、適用の適正化を積極的に推進

4 資格取得の届出漏れが判明した場合の対応

（1）適用の取扱い

届出漏れについては、確認可能な範囲で最大2年間遡及する。

- ・事業主に届出義務が課せられていることから、自主的な届出を指導
- ・届出を行わない事業主に対しては、職権による適用を実施（厚生年金保険法第18条第2項）

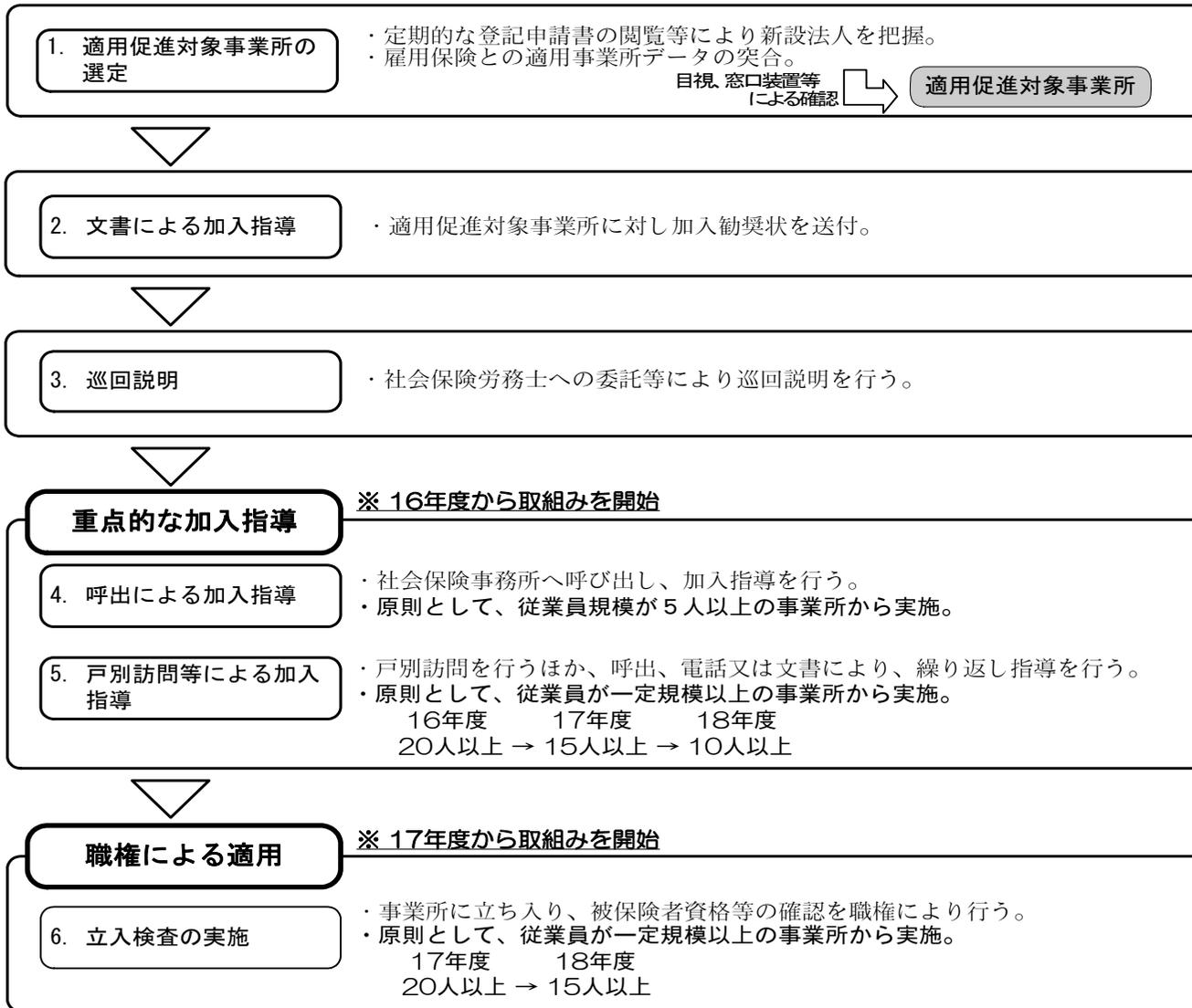
（2）徴収の取扱い

- ① 適用された過去に遡って保険料を徴収。指定期限までに納付しない場合は、14.6%の延滞金を徴収（厚生年金保険法第87条）
- ② 滞納保険料を納付しない場合は、国税徴収法を例により、差押え等の滞納処分を実施

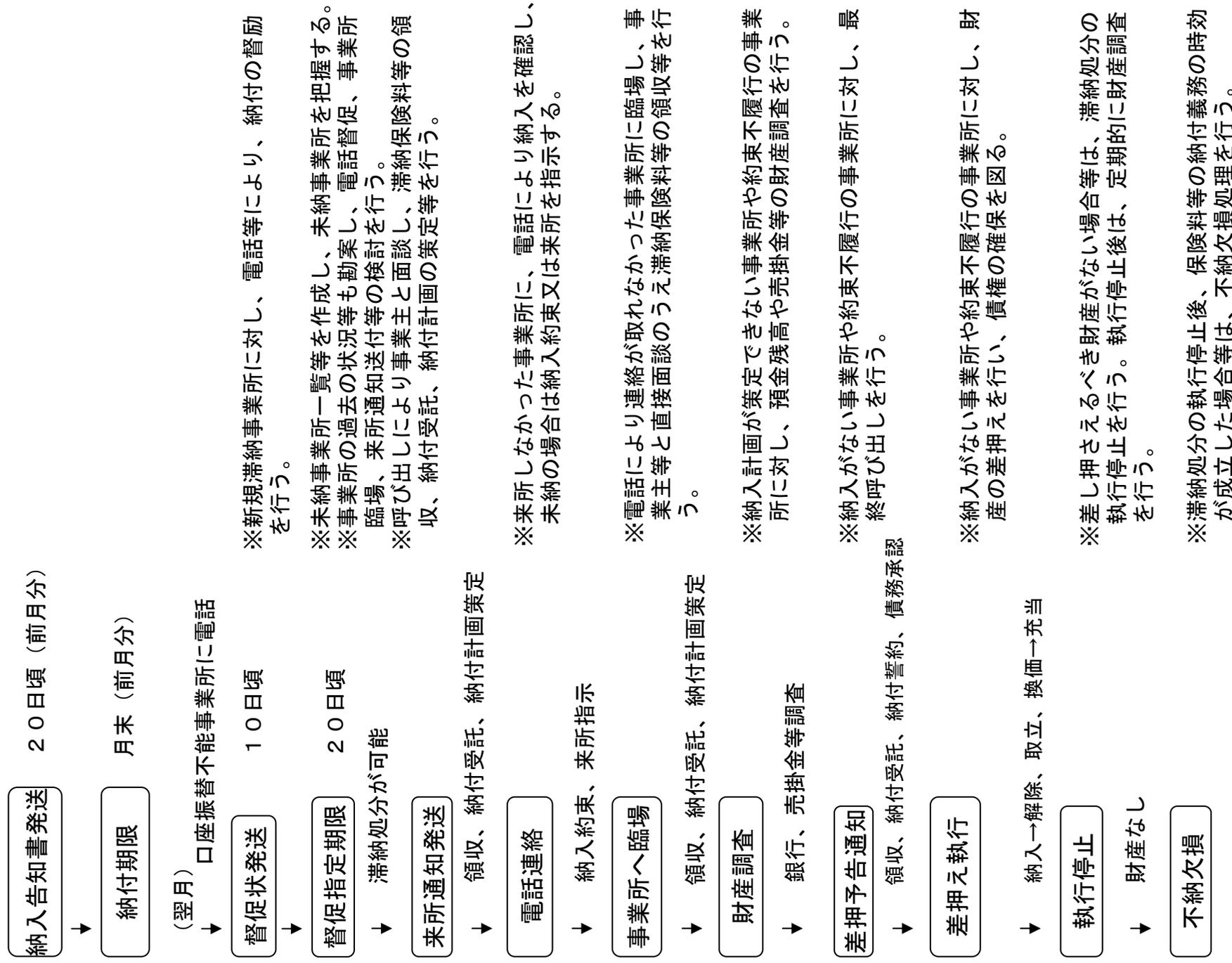
（3）罰則

事業主が正当な理由がなく届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、保険料を納付しないときは、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（厚生年金保険法第102条）

未適用事業所に対する適用促進の流れ



滞納処分の事務の流れ



○ 国税の追徴の取り扱いについて

(1) 申告誤りの更正等

納税者が提出した納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が税法の規定に従ってなかったときは、調査により更正等を行う。(所得税法第155条、法人税法第24条)

(2) 申告誤りの遡及範囲

原則として、更正等に係る国税の法定納期限から3年間を超えて遡及できない。
(国税通則法第70条)

- (注) ① 納付すべき税額の減少又は還付金の増加の場合 . . . 5年
② 偽りその他不正の行為がある場合 . . . 7年

また、更正等により追加して納付すべき税額に加え、10%の過少申告加算税等を納付しなければならない。(国税通則法第65条)

(注) 仮装隠蔽がある場合には、35%の重加算税が適用される。

(3) 申告誤りに対する加算税

国税徴収法等の規定に従い、追加して納付すべき税額及び過少申告加算税等を徴収。追加納付すべき税額については、法定納期限から納付までの期間に応じて延滞税(14.6%、ただし納期限の翌日から2月を経過するまでの期間は7.3%)を徴収(国税通則法第60条)

パート労働者への厚生年金の適用拡大に関する 平成16年改正時の経緯

○平成15年9月12日

社会保障審議会年金部会 「年金制度改革に関する意見」

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案
(収入要件(例:年間賃金65万円以上)を併用すべきとの意見もあった)

○平成15年11月17日

「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(厚生労働省案)

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案

○平成16年2月4日

与党年金制度改革協議会「平成16年年金制度改革について(合意)」

- ・ 関係団体等からのヒアリングを経て、法案に「施行後5年を目的として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定を置くこととされた。

○平成16年改正法

附則において、「施行後5年を目的として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定が置かれた。

各種政府報告等（抜粋）

- 「社会保障の在り方懇談会」最終報告（18年5月26日）
「非典型型労働者にも雇用者としての社会保障の担い手の役割を付与するとともに、雇用者としての年金保障の充実を図る方向で、2004年（平成16年）の年金改正法附則の趣旨を踏まえ、検討を急ぐべきである。」「専業主婦（第3号被保険者）への年金適用の在り方と
いう課題にも留意しつつ、検討を進める必要がある。」
- 「再チャレンジ推進会議」中間取りまとめ（18年5月30日）
「パート労働者の正規労働者との均衡ある処遇や、社会保障の適用拡大等正規・非正規労働を巡る問題に対処するための法的な整備等の
取り組みを進める…」
- 「新しい少子化対策について」（18年6月20日少子化社会対策会議決定）
「正規労働者とパート労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、社会保障のパートタイム労働者への適用拡大を検討する。」
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（18年7月7日閣議決定）
「有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保障の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の
均衡処遇を目指す」

年金制度の課題に関する方向性について（抜粋）

平成18年11月14日
与党年金制度改革協議会

年金制度の課題に関し、次のとおり共通の認識を得た。

2. 短時間労働者に対する社会保険適用拡大について

- (1) 短時間労働者に対する社会保険適用の取扱いは、将来の年金保障の充実に資するとともに、格差固定を避けるための再チャレンジ政策推進の観点からも重要課題であり、早期に具体的な方向付けを行う必要がある。
- (2) そのため、週労働時間のほか、勤続期間や正社員との関係性等勤務実態を踏まえることが必要である。
- (3) また、中小零細企業に対する適切な配慮を行うとともに、激変緩和や経過措置に十分留意するものとする。
- (4) 以上を踏まえ、政府においては可及的速やかに各方面の意見の聴取と整理に努められたい。

最近の政府・与党の動き

○平成18年9月29日 内閣総理大臣所信表明演説

「パート労働者への社会保険の適用拡大などを進めます。」

○平成18年10月2日 衆議院本会議 内閣総理大臣答弁

「パート労働者への社会保険の適用拡大…(中略)…など正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組んでまいる決意」

○平成18年10月6日 衆議院予算委員会 内閣総理大臣答弁

「経団連をはじめ財界の団体の方々にも、この方針についてはご説明をしているところ」「もちろんその中で、例えば、勤務の実態ということについては、ある程度の勤続の期間、また一週間にどれくらいの仕事をしているかということは、これは基本的に実態としてなければならぬ」

○平成18年10月26日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「これらの問題をこれからしっかりと検討して、早急に結論を出して、拡大という基本方向に沿った具体案で実現をいたしたい」

○平成18年11月14日 与党年金制度改革協議会 合意文書

○平成18年11月30日 経済財政諮問会議 内閣総理大臣から厚生労働大臣への指示

「精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整して頂きたい。」

○平成18年12月12日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「様々な論点につきまして、できるだけ早期に具体的な成案を得て、被用者年金一元化に併せて、次期通常国会に法案が提出できるように努めてまいります」

○平成18年12月27日 第1回「パート労働者への厚生年金適用に関するワーキンググループ」

○平成19年1月26日 内閣総理大臣施政方針演説

「パートタイム労働者も将来厚生年金を受けられるよう、社会保険の適用を拡大します。」

○平成19年1月18日

第2回「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」

：

○平成19年3月6日

第10回「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」

(報告書とりまとめ、年金部会に報告)

○平成19年3月13日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

○平成19年3月13日 与党年金制度改革協議会

○平成19年3月15日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

(団体ヒアリング①)

○平成19年3月15日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会

(団体ヒアリング)

○平成19年3月16日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

(団体ヒアリング②)

○平成19年3月20日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

(論点整理①)

○平成19年3月22日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会

(論点整理①)

○平成19年3月23日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

(論点整理②)

○平成19年3月27日 自民党年金委員会・厚生労働部会合同会議

(論点整理③)

○平成19年3月28日 自民党被用者年金一元化等に関する関係部会合同会議

○平成19年3月28日 公明党社会保障制度調査会・年金制度委員会

(論点整理②)

○平成19年3月29日 与党年金制度改革協議会

○平成19年4月3日 自民党政調審議会・総務会

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(一元化法案)了承

○平成19年4月3日 公明党政務調査会全体会議 一元化法案了承

○平成19年4月13日 一元化法案閣議決定